ホ　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる周波数幅における平均電力が同表の下欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

| チャネル間隔（MHz） | 周波数幅（MHz） | 漏えい電力（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）） |
|---|---|---|
| 一〇 | 九・三七五 | （一）四八・二 |
| 一五 | 一四・二三五 | （一）四八・二 |
| 二〇 | 一九・〇九五 | （一）四八・二 |
| 四〇 | 三八・八九五 | （一）四八・二 |
| 五〇 | 四八・六一五 | （一）四八・二 |
| 六〇 | 五八・三五 | （一）四八・二 |
| 八〇 | 七八・一五 | （一）四八・二 |
| 九〇 | 八八・二三 | （一）四八・二 |
| 一〇〇 | 九八・三一 | （一）四八・二 |

2　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

イ　通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ロ　基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ　一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ　基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ　一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

(1)　基地局

(イ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの